

中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会
施策総合企画小委員会第3回会合ヒアリング資料

2004年2月20日
日本生活協同組合連合会
東京都渋谷区渋谷 3-29-8
電話 03-5778-8110

日本生活協同組合連合会では2001年以降、地球温暖化問題と炭素税に関する学習会を各地で開催してきました。学習会を通じて多数の組合員の参加を得るとともに、温暖化対策や温暖化対策税制のあり方について意見を得て、2003年に日本生協連としての一旦の見解をまとめました。

昨秋行われた温暖化対策税制専門委員会の「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～（報告）」に対するパブリックコメント募集の際には、この見解を基礎に日本生協連としての意見と要望を提出しています。

本日のヒアリングでも、温暖化対策税の導入の是非を中心に、昨秋提出した意見・要望と同趣旨の見解を述べさせていただきます。

地球温暖化対策と温暖化対策税制に関する日本生協連の意見

地球温暖化問題の進行に対し、温室効果ガスとりわけCO₂の排出削減対策の速やかな実施が必要であると考えます。そのためには、わが国においても、適切な法的規制と規制緩和、自主的取り組みの促進、経済的手法など、あらゆる対策を有効に組み合わせた政策を準備し、これを実行することが必要です。

温室効果ガス排出量の削減は、非常に多様かつ多数の主体とその利害が関わる課題であり、問題の解決に向けては広範囲にわたる複層的な対策を準備する必要があると考えます。

温室効果ガス排出量が最も大きい産業界はもちろんのこと、CO₂排出量が増加し続けている民生部門や運輸部門の実態も踏まえ、すべての国民が関係する温暖化対策推進に向けて、温暖化対策税の導入は有効であり、かつ政策ミックスの一環として必要であると考えます。

記

1. わが国の温暖化防止の取組みのあり方と温暖化対策税の活用について

地球温暖化の防止が世界全体で取り組むべき極めて重要な課題であり、国内でも全ての人や企業等が創意工夫を凝らして、社会全体で対策を担うことが必要とする温暖化対策税制専門委員会「報告」の見解に賛同します。そのために経済的なインセンティブを活用することに異論はありません。

温室効果ガス削減のための経済的なインセンティブとして、温暖化対策税を活用することの意義は大きいものと考えます。

2. 温暖化対策税の性格と課税要件について

税の性格として、第1に税による削減効果を期待し、第2に税収を温暖化防止の施策に活用するという「報告」の考え方は適切であると考えます。

また、相対的に低い税率を採用する「報告」案は、温暖化対策税を導入するうえでも、国民の経済的負担を過重なものとしないうるためにも重要であると考えます。温暖化対策税を化石燃料の炭素含有量を基本に、その消費量に課税することも妥当であると考えます。

最上流又は上流課税を基本とすることにも異論はありませんが、課税段階の議論に加えて、化石燃料価格に税額が反映され、化石燃料使用者が適正に負担をする仕組みの検討を求めます。

3. 温暖化対策税の負担軽減の考え方について

温暖化対策税の負担軽減は、CO₂排出量の削減に対応したものであることが必要です。予め特定分野を念頭に、負担軽減の議論が行われることの無いようにすべきです。

他方、温暖化対策税は幅広い国民にもその影響が及ぶものです。したがって、低所得者への影響について十分に研究を行うこと、所得との関係で税負担率に逆進性が生じる場合の緩和策を具体化すること、また、南北に長いわが国の地域間で化石燃料課税による不公平が生じないかについても、調査と必要な対策の具体化を進めることが必要であると考えます。

4. 温暖化対策税の税収の用途について

温暖化対策税の導入にあたり、国民の理解を得るためには、その用途を温暖化対策に絞り、国内の二酸化炭素排出量が確実に削減される効果的な活用方法を検討すべきです。このことは、政策として明快であるとともに、温暖化防止政策の客観的な評価がしやすく、その継続的な改善に資するものと考えます。

温暖化対策税はあくまでも、CO₂の排出量削減を目的とした税であり、二酸化炭素の排出削減の進展にともない税額が逡減する税であると考えます。したがって、政府はそうした基本的な考え方やイメージについても国民に示し、国民の関心の喚起を図ることを求めます。

5. 温暖化対策税と既存エネルギー関係諸税との関係について

既存エネルギー関係諸税については、温暖化防止や環境保全の観点から大胆な改革が必要です。既存税の問題を置き去りにして、温暖化対策税を論じるだけでは国民の納得を得ることは出来ないと考えます。

既存の税財政の問題点の見直しにつながる議論を行うためにも、温暖化対策税導入に向けた議論を一層活発に行うことが必要であると考えます。

以上